

## 地下鉄短信(第1号)

平成23年8月11日発行

編集 (社) 日本地下鉄協会広報部 責任者 櫻井勝彦  
電話 03-5577-5182(代) FAX 03-5577-5187

- 記事 1 地下鉄施設等の保守、維持に関する研究会の設置  
2 国に対する平成24年度の予算要望  
3 国の機関の人事異動

### ○地下鉄施設等の保守、維持に関する研究会の設置

地下鉄の開業後、期間が経過し、施設の保守、維持に必要な経費の節減や施設の長寿命化が会員地下鉄事業者の共通の課題となっています。こうした課題の解決に資するため、当協会では、次のような研究会を設置し、調査、検討を行うこととしています。

テーマ：会員に共通し、研究の結果が実際の改善に結びつき易いもの

進め方：車両、土木、軌道、電力、信号等の各部門が抱える課題の中から、会員の意向に基づき1年に2件のテーマを採り上げる。

メンバー：会員の実務責任者、鉄道総研等の専門家、協会事務局

開催回数等：年間4～5回、東京と関西で交互開催、交通実費は協会負担

事前ヒアリング：会員の直面する課題や研究テーマについて会員のご意向を伺うため、協会の佐藤業務部長が会員を訪れ、ヒアリングをします。どうかご協力下さい。

### ○国に対する平成24年度の予算要望

当協会では、国の平成24年度予算に対する要望を与党、国土交通省、総務省に対して行いました。当協会からは、会長、2人の副会長、理事長、事務局長、執行役が分担して要望に出向きました。提出した要望書を後に掲載します。

与党(民主党) 7月20日午前

要望先：岡田幹事長、◎加賀谷企業団体委員会副委員長(参議院議員)

(◎は、面談できた方、無印は、要望書を秘書などに手交した方)

国土交通省 7月21日午後

要望先：大島大臣、三井副大臣、池口副大臣、◎津川担当大臣政務官、小泉大臣政務官、市村大臣政務官

竹歳事務次官、◎大口国土交通審議官、◎久保鉄道局長、関口鉄道局次長、

田村官房審議官（鉄道局担当）、米沢鉄道局技術審議官、櫻井鉄道局総務課長、堀内鉄道局都市鉄道課長

総務省（地方財政関係） 8月2日午前

要望先：片山大臣、鈴木担当副大臣、逢坂担当大臣政務官

◎岡本事務次官、椎川自治財政局長、平嶋官房審議官、◎濱田官房審議官（公営企業担当）、黒田同局財政課長、稲山同局交付税課長、◎内藤同局調整課長、◎末宗同局地方債課長、◎橋本同局公営企業課長、◎笠井同局公営企業経営室長

### 「地下鉄」事業に関する要望書（平成24年度予算）

地下鉄の建設整備とその運営につきましては、日頃から格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

地下鉄は、大都市等の交通ネットワークの主軸として、安全で快適な輸送サービスを提供し、国民生活の利便性向上と安全・安心を確保するとともに、併せてCO<sub>2</sub>の排出削減に資する真に必要な都市基盤施設であります。

しかしながら、その整備には、巨額かつ長期の投資による財政負担を強いられ、開業後もその経営は困難を極めております。

つきましては、地下鉄事業の一層の整備促進及び大規模改良工事の施工並びに経営の健全化等を推進するため、国の平成24年度予算等において、次の財政措置等を実現されるよう特段のご高配をお願い申し上げます。

#### I. 東日本大震災による地下鉄事業の経営環境の悪化に対する支援措置

東日本大震災による地下鉄事業の経営環境の悪化に対し、所要の財政措置を講じるなど、十分な支援を行うこと。

#### II. 地下高速鉄道に係る補助金の確保と財政措置の拡充

1. 地下鉄を含む都市鉄道は、都市交通ネットワークの主軸であり、その着実な整備を図るため、予算の重点配分により、必要な補助金の所要額を確保すること。
2. 地下高速鉄道整備事業費補助制度について、次の事項の実現を図ること。
  - ① 新線整備のほか、バリアフリー化、ホームドア等の整備及び運行の円滑化を確保するための大規模改良工事に支障をきたすことのないよう、補助金の所要額を確保すること。
  - ② ホームドア等の整備に関連して必要となる車両の新造・改修についても補助対象とするなど、補助制度の拡充を図ること。
  - ③ 補助金の10%削減を見直すこと。
3. 公営地下高速鉄道事業の特例債制度については、所要の財政措置を講じるとともに、平成25年度以降も、引き続き制度の継続を図ること。

4. 地下鉄事業経営健全化対策については、一般会計出資債に対する財政措置を講じること。
5. 保安装置の改良、ホームドア等の設置、耐震性の強化、車両の改修等、鉄道施設の防災・安全対策について、所要の財政措置を講じること。
6. 鉄道施設の長寿命化を目的とした改修及び老朽化等に伴うトンネルや車両、信号保安装置など、既設線の大規模改修・更新事業に対し、所要の補助制度の確立を図ること。

### III. 企業債の資金及び発行条件の改善等

1. 地下鉄事業の経営基盤の整備及び事業の安定化のため、高金利で借り入れた政府資金の補償金なしの繰上償還及び借換えについて、対象となる企業債をすべて繰上償還又は借換えできるようにする等、認定要件の緩和等による公債費負担の軽減対策を更に拡充するとともに、恒久的な制度とすること。
2. 地下鉄事業に係る企業債の償還年限や施設の耐用年数については、実績等に基づき延長するなど適正化を図ること。
3. 資本費負担緩和債及び資本費平準化債に係る許可要件の緩和を図るとともに、利払いについても所要の財政措置を講じること。

### IV. 交通事業への一般会計の負担金等に対する財政措置

交通事業への一般会計の負担金、補助金及び出資金が増大しているため、地方交付税及びその他の交付金等による十分な財政措置を講じること。

### V. 地方公営企業会計制度の改革

地方公営企業の会計制度改革の実施にあたっては、制度移行に係る事務を円滑に進めるため、十分な移行期間を設けるとともに、システム改修等に対する必要な財政措置を確実に実施すること。

## ○ 国の機関の人事異動

7月1日付 国土交通省鉄道局都市鉄道課長

新任 堀内 丈太郎（前職：海事局総務課財務企画室長）

前任者 堀家 久靖（転任先：運輸安全委員会事務局総務課長）

7月16日付 国土交通省大臣官房技術審議官（都市局担当）

新任 松井 直人（前職：都市局街路交通施設課長）

前任者 松谷 春敏（辞職）

国土交通省都市局街路交通施設課長

前任者 松井 直人（転任先：大臣官房技術審議官（都市局担当））

7月15日付 総務省大臣官房審議官（公営企業担当）

新任 濱田 敏彰（前職：消防庁審議官）

前任者 高倉 信行（転任先：消防庁審議官）

8月1日付 国土交通省鉄道局次長

新任 田村明比古（前職：大臣官房審議官（鉄道局担当））

前任者 関口 幸一（転任先：気象庁次長）

**（注）** 必要に応じ、社内へ転送、回覧などをお願いします。

配信先を変更又は追加した方がよい場合は、新しい配信先の職名、氏名及びメールアドレスをお知らせ下さい。

本短信について、ご意見をお寄せ下さい。

連絡先： [k\\_sakurai@jametro.or.jp](mailto:k_sakurai@jametro.or.jp)

以上